

議案第 2 2 号

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日から、坂田児童クラブおよび近江げんきッズ坂田の位置を変更するため、この案を提出するものである。

米原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

米原市放課後児童クラブ条例(平成17年米原市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条の表坂田児童クラブの項中「宇賀野 508 番地」を「宇賀野 273 番地」に改め、同表近江げんきッズ坂田の項中「宇賀野 274 番地」を「宇賀野 273 番地」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市放課後児童クラブ条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由																
<p>(名称および位置) 第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="114 403 875 598"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂田児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ坂田</td> <td>米原市宇賀野273番地</td> </tr> </tbody> </table>	児童クラブ名	位置	略		坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地	近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野273番地	<p>(名称および位置) 第2条 児童クラブの名称および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="902 403 1664 598"> <thead> <tr> <th>児童クラブ名</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂田児童クラブ</td> <td>米原市宇賀野508番地</td> </tr> <tr> <td>近江げんきッズ坂田</td> <td>米原市宇賀野274番地</td> </tr> </tbody> </table>	児童クラブ名	位置	略		坂田児童クラブ	米原市宇賀野508番地	近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野274番地	<p>・坂田児童クラブおよび近江げんきッズ坂田の位置の変更に伴う改正</p>
児童クラブ名	位置																	
略																		
坂田児童クラブ	米原市宇賀野273番地																	
近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野273番地																	
児童クラブ名	位置																	
略																		
坂田児童クラブ	米原市宇賀野508番地																	
近江げんきッズ坂田	米原市宇賀野274番地																	